

横浜市中心卸売市場本場 青果部の新しい卸売業者を公募します

横浜市中心卸売市場本場では、青果部の卸売業者2社のうち1社が、令和4年11月30日をもって卸売業務を終了しました。そのため、次のとおり新しい卸売業者を公募します。

1 募集の概要

施設名	横浜市中心卸売市場本場（横浜市神奈川区山内町1）
募集部門・卸売業者数	青果部・1法人

2 主なスケジュール（変更となる場合があります）

現地説明会	令和5年8月24日（木）、9月5日（火）、9月15日（金）
選定申請書類の受付	令和5年10月2日（月）～12月15日（金）
審査、予定事業者等の選定	令和6年1月以降
予定事業者選定通知	選定後速やかに
卸売業務開始	令和7年3月までに開始することを原則とします。 ※業務開始に準備期間を要する場合、令和8年4月1日まで延長可能です。（選定申請書類の提出前に要相談）

※予定事業者は予定事業者選定通知を受けた後、市長に対して業務許可申請を行う必要があります。

3 選定申請資格

申請にあたり、次の全ての事項を満たしている必要があります。

- ①横浜市中心卸売市場条例第9条第5項各号（卸売業務許可に関する欠格条項）に抵触しないこと。
- ②申請時点で横浜市指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。
- ③青果物の流通に関する業務経験があること。

※詳細は募集要項をご確認ください。

URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/keieishien/seikabukobo.html>



お問合せ先

経済局 中央卸売市場本場 経営支援課長 山田 卓 Tel 045-459-3331

横浜市中央卸売市場本場青果部 卸売業者募集要項

令和5年7月
横浜市経済局

1 趣旨

本要項は、横浜市中央卸売市場条例（以下、「条例」という。）第9条に規定される卸売業務の許可に際し、開設者である横浜市が卸売業者予定事業者（以下、「予定事業者」という。）の募集および選定等を行うために必要な事項を定めるものです。

2 募集目的

横浜市中央卸売市場本場（以下、「本場」という。）は、昭和6年に開場して以降、市民への生鮮食料品等の安定供給を担う重要な役割を果たしています。青果部では、戦後70年以上にわたり、卸売業者2社が卸売業務を行ってきましたが、そのうちの1社が令和4年11月30日をもって卸売業務を終了しました。本場がこれからも集荷力・販売力を高め、卸売市場の役割を果たしていけるよう、新しい卸売業者を募集します。

3 募集概要

- (1) 施設名
横浜市中央卸売市場本場（横浜市神奈川区山内町1）
- (2) 募集する部門・卸売業者数
青果部・1法人

4 卸売業務許可

本場における卸売業務の許可は条例第9条に基づき、市長が行います。そのため、審査の結果、選定された予定事業者は、この応募申請とは別に市長に対して卸売業務許可申請を行う必要があります。卸売業務許可後、市長が指定する日までに卸売業務を開始しなければなりません。

市長は許可を行った後、卸売市場法第6条第1項の規定に基づき、農林水産大臣に対して認定事項変更申請を行います。

5 使用指定施設及び施設使用料（予定）

- (1) 卸売業務関係施設（別紙図面参照）
 - ア 令和8年3月31日まで（予定）

施設名称	面積	月額使用料(税込)	備考(条例上の種別)
卸売場(A)	約2,100㎡	275円/㎡	(卸売業者売場使用料)
低温卸売場(B)	約600㎡	792円/㎡	(卸売業者低温売場使用料)
荷受け業務事務所(C)	1F:44㎡ 2F:53㎡	913円/㎡	(事務室使用料 丙)
配送センター(仮称)(D)	約1,000㎡	671円/㎡	(配送センター使用料)
加工処理場(E)	415㎡	1,683円/㎡	相談に応じて使用可 (加工処理場使用料)

- イ 令和8年4月1日以降（予定）

施設名称	面積	月額使用料(税込)	備考(条例上の種別)
卸売場(A)	約1,500㎡	275円/㎡	(卸売業者売場使用料)
低温卸売場(B)	約600㎡	792円/㎡	(卸売業者低温売場使用料)
荷受け業務事務所(C)	1F:44㎡ 2F:53㎡	913円/㎡	(事務室使用料 丙)
配送センター(仮称)(D)	約1,000㎡	671円/㎡	(配送センター使用料)
加工処理場(E)	415㎡	1,683円/㎡	相談に応じて使用可 (加工処理場使用料)
全天候型荷捌場(F)	約1,400㎡	1,611円/㎡	(配送センター使用料)
低温庫(G)	約600㎡	4,647円/㎡	(冷蔵庫使用料 甲)

※上記以外に時間帯により使用できるエリアを検討中です。そのエリアを使用する場合には施設使用料をご負担いただきます。

(2) 事務関係施設

施設名称	面積	月額使用料(税込)	備考(条例上の種別)
事務所	最大約2,408㎡	1,815円/㎡	(事務室使用料 甲)
食堂用施設	228㎡	913円/㎡	(事務室使用料 丙)
役員・従業員用駐車場			市場内駐車場管理事業者から賃貸可能

◆施設使用料について

現在、青果部では、令和8年3月31日まで(予定)、狭隘な敷地の有効活用や商品の品質・衛生管理の向上のため、屋内荷捌場や冷蔵施設などを新たに整備する青果部活性化事業を行っています。

本事業の進捗状況によっては、上記施設使用料について変更になる可能性があります。

6 卸売業務開始までのスケジュール

現地説明会	令和5年8月24日(木)、9月5日(火)、9月15日(金)
選定申請書類の受付	令和5年10月2日(月)～12月15日(金) ※申請時に卸売業務開始予定時期を申告いただきます。
基礎審査、財務状況分析	選定申請書類受付後順次
本審査、予定事業者等の選定	令和6年1月以降
予定事業者選定通知<横浜市→予定事業者>	選定後速やかに
卸売業者予定事業者選定の受諾書(第11号様式)提出<予定事業者→横浜市>	指定期日までに ※卸売業務開始予定日等を記載いただきます。
予定事業者決定通知<横浜市→予定事業者>	第11号様式受領後速やかに
卸売業務許可申請等<予定事業者→横浜市>	申請期限は予定事業者決定通知に記載予定
卸売業務許可通知等<横浜市→予定事業者> 卸売業務開始	令和7年3月までに卸売業務を開始することを原則とします。 ※業務開始に準備期間を要する場合、令和8年4月1日まで延長可能です。(選定申請書類の提出前に相談してください)

※スケジュールは、変更となる場合があります。

7 現地説明会

次のとおり3回の現地説明会(現場視察を含む)の実施を予定しています。(いずれも2時間程度を予定、参加は任意)

(1) 実施日時

- 第1回 令和5年8月24日(木) 10時から
- 第2回 令和5年9月5日(火) 10時から
- 第3回 令和5年9月15日(金) 10時から

(2) 会場

横浜市中央卸売市場本場

(3) 内容

- ・青果部内の各施設視察
- ・横浜市中心卸売市場についての概説、募集要項についての説明

(4) 参加申込

横浜市中央卸売市場本場青果部卸売業者募集のための現地説明会申込書（第1号様式）を電子メールにより送付してください。

送付先アドレス：ke-seikakobo@city.yokohama.jp

(5) 申込期日

第1回 令和5年8月17日（木）

第2回 令和5年8月29日（火）

第3回 令和5年9月8日（金）

8 選定申請資格

申請にあたり、次の全ての事項を満たしている必要があります。

①条例第9条第5項各号に抵触しないこと。

②申請時点で横浜市指名停止等措置要綱による指名停止措置を受けていないこと。

③青果物の流通に関する業務経験があること。

※新たに設立する予定の法人（以下、「設立予定法人」という。）による申請も可とします。

ただし、①及び②については出資予定法人の全てが満たしていることが必要であり、③については10%以上出資する予定の法人のうち1社以上が満たしていることが必要です。

9 選定申請に必要な書類（申請書類）

(1) 申請書類について

ア 必要書類一覧

	提出書類	様式
a	卸売業者予定事業者選定申請書	第2号様式
b	定款及び履歴事項全部証明書	—
c	事業概要書	第3号様式
d	役員等全員の本籍地市区町村長発行の身分証明書	—
e	役員等全員の住民票	—
f	横浜市中央卸売市場条例第9条第5項第2号、3号及び5号に関する誓約書	第4号様式
g	横浜市中央卸売市場条例第9条第5項第10号に関する誓約書兼同意書	第5号様式
h	横浜市中央卸売市場条例第9条第5項第11号に関する誓約書	第6号様式
i	申請日が属する月の前々月の合計残高試算表	—
j	純資産額計算書	第7号様式
k	（横浜市税の納付義務がある場合）納税証明書	—
	（納付すべき横浜市税がない場合）納付すべき横浜市税が無いことについての申出書	第8号様式
l	事業計画書 ※適宜自由な様式での別紙添付を可としますが、様式にある項目は必ず記載してください。	第9号様式
m	決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書及び個別注記表（各直近3期分））	—
n	直近の税務申告書（法人税及び消費税）一式	—

(注) 1 役員等とは次のとおりとします。

株式会社の場合 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人

持分会社の場合 業務執行権がある社員

協同組合の場合 理事、監事

2 設立予定法人の場合は、定款については「定款案」とし、履歴事項全部証明書、合計残高試算表、納税証明書、決算書については、出資比率が1/3以上となる法人がある場合はその法人に関する各書類に代えるものとします。

イ 入手方法

申請に必要な各様式は、横浜市ウェブサイトからダウンロードにより入手してください。
URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/keieishien/seikabukobo.html>



ウ 提出方法

受付期間内に、アに規定する書類一式を、本場へ郵送または持参により提出するものとします。郵送の場合は、簡易書留等の送付記録が残る方法としてください。

エ 受付期間

令和5年10月2日（月）～令和5年12月15日（金）

※ 郵送の場合は12月15日までに到達していること。

持参の場合は午後5時までに持参すること。

オ 提出部数

アに規定する書類一式は、次の通り用意し、提出してください。

- ・ 正本 1部
- ・ 副本（正本のコピー） 10部
- ・ 電子データ（CD-RまたはDVD-Rに記録） 1枚

※本市指定様式については、Microsoft WordまたはExcelで作成し、記録すること。

カ 提出先

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1

横浜中央卸売市場本場経営支援課 青果部卸売業者公募担当あて

(2) 留意事項

ア 申請書類の提出をもって本要項を全て承諾したものとみなします。

イ (1)アに規定する書類のいずれかが不足している場合は受理できません。ただし、設立予定法人のため添付できない書類はこの限りではありません。

ウ 申請書類の提出後の再提出および差替えは認められません。ただし、本市から求められた書類の不足や不備があったことへの補完、内容不明点の質問への回答、その他横浜市が必要と認め提出を求めた場合はこの限りではありません。

エ 申請書類に、故意に重大な虚偽の記載をした場合は失格とします。

オ 申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

10 審査方法

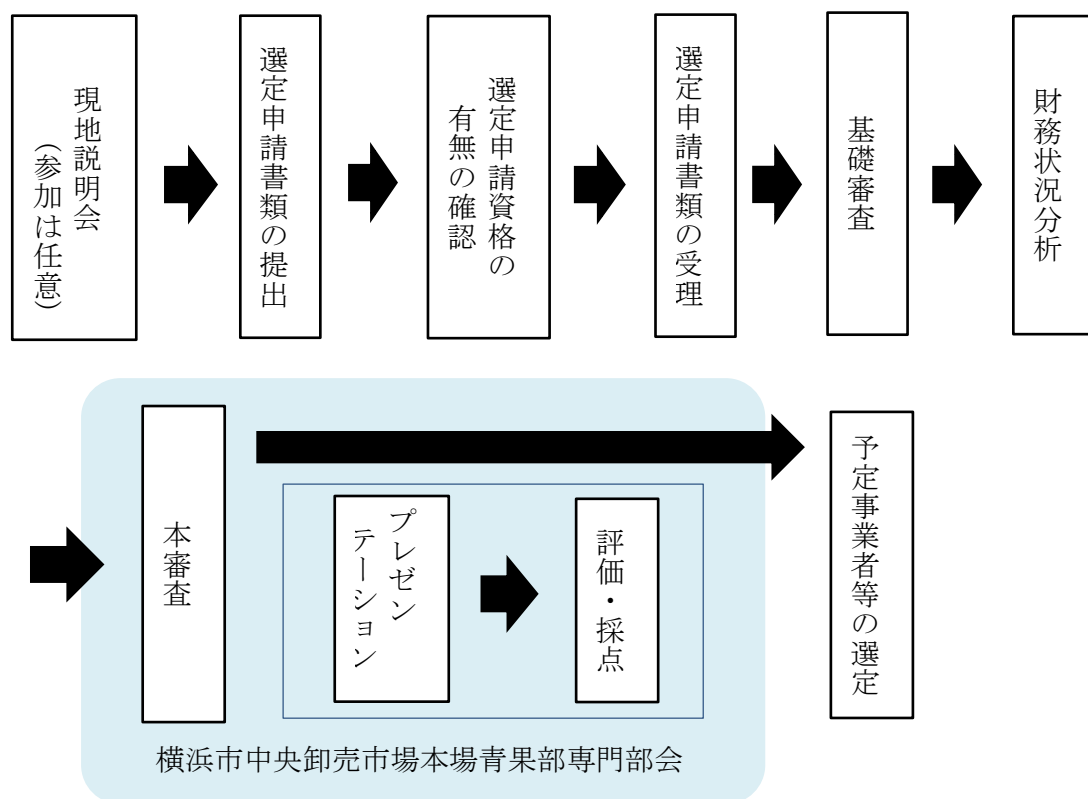
(1) 審査機関

横浜中央卸売市場開設運営協議会（以下、「開運協」という。）の横浜中央卸売市場本場青果部専門部会（以下、「部会」という。）において審査を行います。

※横浜中央卸売市場開設運営協議会は、市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、条例第74条に基づき、市長の附属機関として設置している機関です。

※横浜中央卸売市場本場青果部専門部会は、市場における売場取引に関し必要な事項等を調査審議するため、開運協要綱第8条第1項に基づき、開運協の下に設置されている機関です。

(2) 予定事業者等の選定までの流れ



11 基礎審査

申請書類が、次のいずれの事項にも該当していないことを審査します。一つでも該当する事項があれば、当該申請者は失格となります。

- ①本要項で求めている申請書類に遺漏のあるもの
- ②本要項で指示する申請書類の作成方法に従っていないもの（誤字・脱字等軽微なものを除く）
- ③申請内容が法令または条例に違反しており、修正・差替え等では回復不可能と認められるもの
- ④事業計画及び申請者の実績等から、申請内容が到底実現できないと認められるもの
- ⑤「14 遵守事項」を明らかに遵守することができないと認められるもの
- ⑥卸売予定金額が、卸売業務開始後3期目で200億円以上の事業計画となっていないもの

12 本審査

(1) プレゼンテーションの実施

申請者には、部会で開催する本審査において、申請書類に基づいたプレゼンテーションを実施していただきます。時期や開催場所等の詳細は、申請後に別途お知らせします。

(2) 本審査項目及び配点 (150点/人満点)

1	事業計画の具体性・妥当性	
	①事業計画が具体的かつ妥当性あるものであるか。	30点
	②販売先の主体が仲卸業者や売買参加者である事業計画となっているか。 (特定の仲卸業者や売買参加者にのみ販売する計画となっていないか。)	
2	収支・財務状況	
	①売上見込額や収支計画に十分な根拠があるか。	40点
	②健全な財務状況であるか。	
	③卸売業務開始後、1期から2期程度赤字が続いても純資産基準額を下回る懸念は無いのか。 (設立予定法人の場合) 継続して営業するに足る資力があるか。	
3	集荷力・販売力	
	①青果物の流通に関する業務経験が十分あるか。	50点
	②取引の知識や経験がある従業員を十分確保する計画となっているか。	
	③出荷者と良好な関係を築き、集荷量・品揃えの面で十分な集荷が可能で、仲卸業者や売買参加者に必要な商品を供給できるか。 (特定の産地や品目のみ集荷する計画となっていないか。特定の仲卸業者や売買参加者にのみ商品を供給する計画となっていないか。)	
	④現在、本場青果部が産地からの指定を受けられていないブランド品について、産地からの指定を受けて委託集荷できるものがあるか。	
	⑤新たな青果物供給先を有している、あるいは開拓でき、本場青果部の取り扱いを増やすなど、市場の活性化に寄与できるか。	
4	市場における協調性	
	①市場内で一体となって取り組んでいる事業(青果部活性化事業、荷受業務等市場内物流の合理化、市場プロモーション事業等)に理解・協力する計画、あるいは提案があるか。	20点
	②市場内で組織されている各種協議会等に参加し、その組織における規約等も遵守する意向があるか。	
5	横浜南部市場への商品供給	
	①横浜南部市場に拠点を置く仲卸業者・売買参加者が必要とする商品を供給できるか。 ※横浜南部市場：金沢区鳥浜町にある旧中央卸売市場南部市場で、現在は本場を補完する加工・配送、流通の場として位置づけられている。	10点

(3) 最低基準

次の事項のうち一つでも満たしていない基準があった場合は、審査不合格とします。

ア 1①から3⑤までの各審査項目において、部会委員全員による総得点が6割以上であること

イ 1から5までの部会委員全員による総得点が6割以上であること

(4) 予定事業者等の選定

(3)の最低基準を満たした申請者を、部会が得点の高い順に順位付けを行います。この結果を踏まえ、市長が最高得点を獲得した申請者を予定事業者を選定し、次に高い得点を獲得した申請者を次点予定事業者を選定します。予定事業者を選定された申請者には結果及び予定事業者決定受諾書の提出依頼を行い、次点予定事業者を選定された申請者には次点通知を、その他の申請者には選外通知を行います。

13 予定事業者の決定等

(1) 予定事業者の決定

市長は予定事業者に選定された申請者が受諾書を提出した場合は予定事業者に決定します。なお、その者が受諾書を期限までに提出しなかった場合、市長は次点予定事業者に選定された申請者に対して受諾書提出を求め、その者が受諾した場合は予定事業者に決定します。

(2) 予定事業者等の選定または決定の取り消し

次の事項が発生した場合には、選定または決定を取り消すことがあります。

ア 選定申請資格を満たさなくなったとき

イ 予定事業者として不相当であると認められる事情が発生したとき

ウ 予定事業者が法令や本市の条例、本要項等を遵守しないとき

エ 卸売業務許可に向けた協議が調わないと認められるとき

オ その他、取り消さざるを得ない事情が発生したとき

14 遵守事項

(1) 卸売業務許可申請までに対応しなければならない事項

ア 純資産額

事業計画書に記載された3期目の卸売予定金額を基準として、条例第10条の規定に基づく規則別表第1の純資産基準額を満たすこと。

ただし、すでに他の中央卸売市場または地方卸売市場において卸売業務を行っている事業者が本店（本社）または支店（支社）の移転、または支店（支社）の設置により応募する場合であり、かつ本場青果部の卸売業務開始後も他の中央卸売市場または地方卸売市場で卸売業務を継続する場合は、卸売業務開始後も卸売業務を行う予定の卸売市場ごとの直近決算期の卸売金額を基準とする別表第1の純資産基準額に、事業計画書の卸売金額を基準とする純資産基準額を加えた額以上の純資産額であること。

イ 法人所在地

本店（本社）または支店（支社）を本場内に登記すること。支店（支社）応募の場合は、支店（支社）の責任者を代表者として登記すること。

(2) 卸売業務許可後、卸売業務開始までに対応しなければならない事項

ア 卸売代金回収

青果部卸売業者・仲卸業者・売買参加者が加入している代払いシステムに加入すること。

イ 施設の使用手続き

卸売業務に必要な施設の使用について事前協議を行い、その後施設使用申請を行うこと。

ウ 保証金の預託

条例第13条第1項及び施行規則別表第2に基づき、事業計画2期目の卸売金額に応じた額を業務開始の前日までに誓約書とともに預託すること。

エ 各種協議会等への加入

市場内で組織されている各種協議会等に参加し、その組織における規約等も遵守すること。

(3) 卸売業務開始後の遵守事項

ア 市場の使用料

(ア) 市場使用料

条例第70条第1項及び施行規則第58条並びに第61条第1項の規定に基づき納めること。

(イ) 施設使用料

条例第70条第1項及び施行規則第58条並びに第61条第2項の規定に基づき納めること。卸売業務開始前であっても施設使用料が発生する場合があります。

イ 施設使用に係る留意事項

条例第66条第1項に基づき、施設に変更等を行うときは、事前に市長の承認を受けること。

条例第66条第2項及び第68条に基づき、施設内設備の変更と退去する場合等の施設の原状回復等は使用者の負担で実施すること。

条例第66条第2項に基づき、施設内設備の変更を行った際に、市場物件に損傷が生じた場合又は損害が生じる恐れがあると認めるときには、第66条第3項に基づき、使用者の負担で修繕を行うこと。

条例第70条第2項に基づき、施設において使用する電気、ガス、水道、電話、冷暖房その他必要な費用は使用者の負担とすること。

ウ 法令及び条例の遵守

卸売市場法や本市の条例、要綱等における市長の指示等、関係法令及び条例等を遵守すること。

エ 卸売業者の責務と市場の活性化への寄与

横浜市中心卸売市場の卸売業者としての責務を果たし、市場内の他の事業者と協力して市場の活性化に寄与すること。

15 本要項等に対する質問及び回答

本要項等の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問書を提出してください。電話やファックスによる質問は受け付けません。

(1) 受付期間

令和5年8月1日（火）から令和5年10月31日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（第12号様式）に内容を簡潔にまとめ、電子メールにファイルを添付し、下記提出先に提出するものとします。電子メールの件名には「青果部卸売業者募集についての質問」と記してください。

(3) 提出先

横浜市中心卸売市場本場 経営支援課

電子メール ke-seikakobo@city.yokohama.jp

(4) 回答期限

原則として、月ごとに質問を取りまとめ、翌月20日までに回答します。

(5) 回答方法

質問および回答の要旨を横浜市ウェブサイトに掲載します。

URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/keieishien/seikabuko.bo.html>

(6) 留意事項

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとします。



16 その他の留意事項

(1) 本要項記載内容以外の事項

本要項で定めるもののほか必要な事項は、市場担当理事が定めます。

(2) 追加情報・変更情報等

今回の募集について、本要項以外の追加情報や本要項の変更情報等がある場合には、前記15(5)の横浜市ウェブサイトに掲載することとします。

(3) 申請の辞退

卸売事業者予定事業者選定申請書（第2号様式）を提出した申請者で、申請を辞退するときは、速やかに卸売業者予定事業者選定申請辞退届（第10号様式）を提出してください。

ア 提出方法

郵送または持参により提出するものとします。

イ 提出先

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1
横浜市中央卸売市場本場経営支援課 青果部卸売業者公募担当あて

(4) 予定事業者等の公表

選定した予定事業者及び次点予定事業者の法人名は公表します。申請者のうち、予定事業者及び次点予定事業者に選定されなかった者の法人名は公表しません。

(5) 情報公開

申請者から提出された資料等については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の対象となり、同条例に規定する事項（不開示情報）を除き、公開される場合があります。

17 問合せ

(1) 担当

横浜市経済局中央卸売市場本場 経営支援課 青果部卸売業者公募担当

(2) 住所

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1

(3) 電話番号

045-459-3333

(4) 電子メール

ke-seikakobo@city.yokohama.jp